

特講セ発第 36 号
令和 5 年 7 月 20 日

都道府県警備業協会長 殿

一般社団法人
警備員特別講習事業センター
理事長 藤本 哲哉

登録更新に伴う必要書面のご提出について

謹啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は、特別講習事業の推進につきまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、特別講習事業センターは、国家公安委員会の登録を受けた登録講習機関であり、警備業法第 27 条により 3 年ごとの登録の更新について規定されております。本年がその更新年に当たるため、更新申請に向け諸準備を進めているところでございますが、特別講習が警備業法第 26 条別表に掲げる施設、設備及び講師により行われていることを証する書面を改めて提出する必要があります。

つきましては、別紙「登録更新に伴う提出書面について」をご確認の上、ご多忙のところ誠に恐縮ではございますが、令和 5 年 9 月 22 日（金）までにご提出いただきますようお願いいたします。

謹白

本件問合せ先

事務局 邨田 昌英

電 話 03-5321-7655

メール m-murata@csst.jp

登録更新に伴う提出書面について

1 提出書面

(1) 施設（特別講習会場）

新たに登録する施設ごとに1部

※すでに登録済みの施設については必要ありません。

(2) 講師

ア 教育等業務従事証明書（別添使用／No.1 若しくはNo.2） 1部

イ 警備員指導教育責任者資格者証の写し 1部

2 ご提出時における注意事項

(1) 施設について

ア 提出用紙は、サイボウズのファイル管理からダウンロードできます。

『ファイル管理』→『特別講習会場関係』→『特別講習会場登録申請様式』

イ 事業センターの更新月は令和5年12月になるため、「新たに登録する施設」とは、令和6年1月から使用する施設となります。

※令和5年中に新たに使用する未登録施設については、随時提出してください。

(2) 講師について

ア 教育等業務従事証明書の日付は、当該用紙を作成した日付を記載してください。

イ 転職により、現所属企業では警備員に対する指導及び教育に従事した期間が3年未満の講師については、別添 No.2 教育等業務従事証明書(期間証明用)を複数枚使用し、通算して3年以上になるように提出してください。

ウ 複数区分の警備員指導教育責任者資格者証（以下「資格者証」という。）を取得している場合であっても、一区分の資格者証の写しだけで結構です。また、その区分については、指定いたしません。

エ 講師活動休止中の講師についても書面の提出が必要となります。

オ 令和5年度末の委嘱期間満了をもって講師を辞任する予定であっても、令和6年3月31日まで講師活動を行う講師は提出が必要となりますので、特に注意してください。

※更新申請が受理された時点で、届け出をしていない講師は登録から削除されます。

(3) 教育等業務従事証明書の提出時によくある不備事項です。ご確認ください。

ア 法人名称の未記入

イ 代表者名の未記入

ウ 記載した氏名と添付した資格者証の写しとの氏名の相違（例：高橋→高橋）

エ 資格者証の交付公安委員会名の未記入

オ 記載した資格者証の番号と添付した資格者証の写しとの番号の相違

カ 資格者証の番号欄に認定証の番号を記載

(4) 講師に係る書面の提出要領について

ア 講師毎に、教育等業務従事証明書、資格者証の写しの順でご提出をお願いいたします。

イ 事業センターで複写する関係から、前記の書面をホチキス留めやクリップで留めることのないようお願いいたします。

3 提出期日、提出先

令和5年9月22日（金）必着で下記へご送付願います。

〒163-0632 東京都新宿区西新宿1-25-1 新宿センタービル 32階

一般社団法人 警備員特別講習事業センター

事務局 邨田 昌英 宛